

令和2年度奈良県介護人材確保対策総合支援補助金を活用した事業の公募要領
(奈良県福祉医療部医療政策局 地域医療連携課 医師・看護師確保対策室所管分)

1 総 則

奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課医師・看護師確保対策室による奈良県介護人材確保対策総合支援補助金の交付を希望する団体等の公募については、この要領に定めるところによるものとします。

2 目 的

この補助金は、奈良県内で必要となる介護従事者の確保を図るため、「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱」に基づいて、多様な人材の参入促進、資質の向上、労働環境・処遇の改善を図るための優れた取組を行う団体等に対して補助を行うものです。

3 対象事業

補助の対象となる事業は、別記に記載の事業7又は12(1)で、訪問看護ステーションに従事する看護師の参入又は定着促進（看護学生に対するインターンシップの実施又は訪問看護ステーションに勤務経験のない看護師に対するプリセプターシップの実施）、施設管理者や職員を対象とした研修会の実施、訪問看護ステーションの経営支援等の訪問看護のサービス提供基盤強化に資するものです。

4 対象事業者

本事業に応募できる者は、市町村又は民間団体とし、民間団体にあっては、次の各号のすべてを満たすものとします。

- (1) 事業を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、事業の内容を的確に実施できる能力を有する団体であること。
- (2) 事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する団体であること。

5 対象経費

補助の対象となる経費については、事業の実施に直接必要な経費のうち、以下の経費とします。

(1) 臨時職員人件費

事業を実施するために追加的に必要となる業務について、当該事業を実施するために、事業実施主体が新たに雇用した者に対して支払う実働に応じた対価です。
給与や賃金の単価については、当該事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとします。

(2) 報償費

研修講師など事業の実施にあたり協力を得た人に対する謝礼に要する経費です。
謝金の単価については、業務の内容に応じた妥当な根拠に基づき設定するものとします。

(3) 旅費

事業を実施するために追加的に必要となる事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せの実施等に必要経費です。（研修講師等に対して負担する旅費を含む。）

(4) 需用費

事業を実施するために追加的に必要となる消耗品、各種事務用品等の調達に必要

な経費です。また、文書、図面、パンフレット等の印刷に必要な経費です。

なお、茶菓代等の食糧費は、対象外経費となります。

(5) 役務費

事業を実施するために追加的に必要となる通信運搬費、広告料等の経費です。

(6) 使用料及び賃借料

事業を実施するために追加的に必要となる会場、車両等の借上げや物品等の使用に必要な経費です。

(7) 委託料

本事業の補助の目的である事業の一部分を他の団体等に委託するために必要な経費です。

(8) 補助金及び負担金

本事業の補助の目的である事業の内容として、研修等の参加に要する負担金や受講料等の負担に要する経費、またはそれらに対する助成に要する経費です。

6 補助金の額

補助金の額は、次の令和2年度事業における予算額の範囲内で対象となる事業の実施に必要な経費の全部又は一部を助成します。

訪問看護ステーション人材確保支援事業（予算額16,723千円）

（別記記載の事業7又は12(1)）

補助金の額は、応募された事業計画書を審査して、「9 事業の選定方法」により選定対象となった事業の実施に必要な経費の額を精査し、決定します。

決定の際、次の場合には、補助金を適正にかつ広く活用するため、応募された事業計画書に記載された補助金要望額を減額します。

- ① 応募された事業計画書に記載された支出予定額が、事業の実施に必要な経費として認められない場合
- ② 選定対象と認められた事業の補助金要望額の総額が、補助金の予算額を超える場合。
また、本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合がありますのでご留意願います。

7 事業実施期間

補助金の交付決定の日から補助事業を完了した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までとします。

8 応募方法

この事業の補助金を希望する者は、次により応募してください。

(1) 提出書類

- ①公募申請書（様式1）
- ②事業計画書（様式2）
- ③事業概要（様式3）
- ④応募者が地方公共団体以外の者である場合は、団体の概要がわかる資料（定款、寄付行為、役員名簿、直近の財務・活動状況がわかる資料、補助を受けようとする事業にかかる実績がわかる資料 等）
- ⑤その他参考となる資料

※計画書の作成にあたっては、下記「9 事業の選定方法」にある別紙「選定基準」に十分留意し、審査が円滑かつ適切に行えるよう具体的に記載してください。記載しきれない場合は、別紙や添付資料を活用してください。

(2) 提出期限 令和2年3月18日（水）（必着）

(3) 提出先及び事業の内容・作成等に関する問合せ先

〒630-8501 奈良市登大路町30
奈良県福祉医療部医療政策局地域医療連携課
医師・看護師確保対策室看護師対策係（上田）
電 話 : 0742-27-8655
F A X : 0742-26-7811

9 事業の選定方法

「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金選定審査会（医師・看護師確保対策室所管分）」において、提出書類（必要に応じてヒアリングを実施）により、別紙「選定基準」に基づき審査し、予算の範囲内で選定します。ただし、選定基準により評価した点数の合計が満点の6割に満たない場合は選定の対象外とします。

なお、選定された事業であっても、事業効果等が認められない場合は、補助対象経費を減額することがあります。

選定の結果については、各応募者あてに通知します。

また、選定された事業については、事業者名や事業内容を公開します。

◆**審査項目（抜粋）** ※別紙「選定基準」参照

I 目的	II 公益性	III 手段の有効性	IV 事業効果	V 実現可能性
------	--------	------------	---------	---------

10 事業の実施及び補助金の交付に必要な手続き等

事業の選定（内示）を受けた者は、速やかに事業着手の準備及び「奈良県介護人材確保対策総合支援補助金交付要綱」に基づいて補助金の交付に必要な手続きを行ってください。

また、事業完了後、実績報告書に必要な書類を添付して、事業の完了の日から1ヶ月以内又は令和3年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。

11 補助金交付事業者にかかる責務等

補助金交付事業者は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を必ず遵守してください。

- ① 事業実施主体は、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を持つこと。
- ② 事業計画の内容を変更する必要がある場合は、速やかに事業計画変更承認申請書を提出すること。
- ③ 交付申請書や実績報告書は、別途県が指定する期日までに提出すること。
- ④ 事業実施主体は、補助事業の実施にあたっては、本事業と他の事業の経理を区分し、補助金の経理を明確にすること。

12 留意事項

本事業の実施については、令和2年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、事業を執行しない場合や補助額等を変更する場合があります。なお、この場合においても、本事業の応募に要した費用を請求することはできません。

1 3 手続きに関する注意事項

- ① 採択事業において、事業計画で見積もられた金額については、補助対象経費の精査等により減額することがあるほか、配分額の調整により減額することがあります。
- ② 本事業で収益を得る場合には、当該収益分に相当する金額の返還が必要となる場合があります。
- ③ 事業内容を審査した結果、協議により事業計画の変更を求めることがあります。
(補助金の額の算定に伴い、事業計画の変更を求める場合を含みます。)
- ④ その他、別添「介護人材確保対策総合支援補助金の活用にあたっての留意点について」をご参照ください。

1 4 今後の予定等

- ・ 応募締切（必着） 3月18日（水）
- ・ 選定結果（内示） 4月上旬
- ・ 補助金申請 4月下旬
- ・ 交付決定 5月上旬

別記

1 地域住民や学校の生徒に対する介護や介護の仕事の理解促進事業

「介護の3つの魅力（「楽しさ」、「広さ」、「深さ」）」について、学生の将来の職業選択に大きな影響を及ぼす進路指導担当者や保護者も含めた、多様な年齢層に向け情報発信するための経費や地域住民に対する基礎的な介護技術の講習会等の実施のための経費に対し助成する。

2 若者・女性・高齢者など多様な世代を対象とした介護の職場体験事業

将来の担い手たる若者（小中学生・高校生・大学生・就活中の者等）や、地域の潜在労働力である主婦層、第2の人生のスタートを控えた中高年齢者層、障害者等に介護現場における職場体験事業を実施するための経費に対し助成する。

3 生活・介護支援サポーター養成事業

高齢者を含む生活支援の担い手の養成等を行うための経費に対し助成する。

なお、本事業は、一定程度専門的な生活支援サービスや市町村をまたぐ広域的な活動の場合など、単独の市町村だけでは養成が困難なものについて、広域的な観点から都道府県等がその養成を行う場合に対象となる。

4 介護福祉士養成課程に係る介護実習支援事業

介護実習受入施設・事業所に対し、介護実習の円滑化のための支援を行うための経費に対し助成する。

5 介護未経験者に対する研修支援事業

(1) 介護未経験者に対する研修支援事業

介護業界への参入を希望する多様な人材や初任段階における介護職員が、チームケアの一員として質の高い介護サービス提供の担い手たり得よう、介護職員初任者研修等の基本的な知識・技術を習得するための研修や介護福祉士養成施設における介護福祉士資格取得を目指すための学習、介護福祉士資格取得に係る実務者研修等に要する経費に対し助成（他制度において支援を受けている者は除く。）する。

(2) 介護職員初任者研修支援事業

市町村が、介護職員初任者研修修了後1年以内の者に対して管内の事業所等に一定期間就業したことを条件に受講料を助成する場合や、県内の指定研修機関が県内の事業所等に所属する職員に対して研修修了を条件に受講料を減免する場合に要する経費に対し助成する。

6 ボランティアセンターとシルバー人材センター等の連携強化事業

社会活動（ボランティア）を通じて介護分野に関心を持った中高年齢者の就労を促進するため、ボランティアセンター、シルバー人材センター及び県福祉人材センター等を構成員とする協議会等の設置により、関係者の連携のもと、地域の実情に応じた取組を総合的に推進するための経費に対して助成する。

7 介護事業所におけるインターンシップ等の導入促進事業

事業実施団体が高校生・大学生等のインターンシップや小中学生等の職場体験の導入促進事業を実施する場合、当該事業の実施職場として学生・生徒を受け入れる介護事業

所に対し、その事業費用の一部を助成する。

8 介護分野での就労未経験者の就労・定着促進事業

訪問介護職員等の確保を図るため、都道府県福祉人材センターによるマッチングを通じて就労し、働きながら介護職員初任者研修の修了を目指す者への研修受講等に要する経費に対し助成する。

9 多様な人材層(若者・女性・高齢者)に応じたマッチング機能強化事業

若者・女性・中高年齢者など、それぞれの人材層ごとの働き方の希望等に応じた、きめ細やかなマッチングを行うため、介護現場の実情や雇用管理等に知見を有する者を配置し、

- 求人側への訪問等による求人条件の改善指導
- 求職者のニーズ把握による多様な条件（賃金、勤務時間、入職後の昇進条件等）の提示
- 入職後のフォローアップによる定着促進と今後のマッチング強化のための、施設・事業所への訪問や就職者からの相談の受付

を行うための経費に対し助成する。

また、過疎地域等の人口減少地域において、他地域からの I・U・J ターンを促すための取組も含めた、在宅サービスを中心とした介護人材確保対策を実施するための経費に対し助成する。

10 介護に関する入門的研修、生活援助従事者研修の受講等支援事業

※当該事業の実施主体は市町村に限る

(1) 介護に関する入門的研修の実施等からマッチングまでの一体的支援事業

介護未経験者の介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護分野で働く際の不安を払拭するため、介護に関する入門的な知識・技術を習得するための研修を実施し、研修受講後の介護施設等とのマッチングまでの一体的な支援に必要な経費に対して助成する。

(2) 介護の周辺業務等の体験支援事業

介護に関する入門的研修の受講者（以下「介護入門者」という。）等に対する、身体介護以外の支援（掃除、配膳、見守り等。以下「周辺業務」という。）等に関する体験的職場研修（体験前の説明会やOJT研修を含む。）、身体介護と周辺業務の整理や介護入門者等への指導等に関する相談員の派遣等の実施のための経費に対して助成する。

11 将来の介護サービスを支える若年世代の参入促進事業

介護福祉士養成施設において、将来の介護現場を担う人材となることが期待される介護福祉士国家資格の取得を目指す若年世代や留学生の確保に向けた取組の強化や、介護福祉士養成課程のカリキュラム外の実習として、留学生に対する日本語学習等の課外授業の実施に必要な経費に対して助成する。

12 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

(1) 多様な人材層に対する介護人材キャリアアップ研修支援事業

中堅職員に対するチームケアのリーダーとして必要となるマネジメント能力等の向上に係る研修や、医療的ケア・認知症ケアなどに係る専門的な技術や多職種協働のた

め必要となる知識等を修得するための研修の実施のための経費に対し助成する。

さらに、各施設・事業所における、介護職員のキャリアアップに係る助言・支援（人事考課や賃金制度を含めた職員面談等）を行う職員を育成するための研修の実施のための経費に対し助成する。

また、小規模事業者の共同による人材育成環境整備を行うための経費に対し助成する。

(2) 介護支援専門員資質向上事業

※当該事業の実施主体は市町村に限る

小規模の居宅介護支援事業所の介護支援専門員のように、OJTの機会が十分でない介護支援専門員に対して、地域の経験豊かな主任介護支援専門員が同行して指導・支援を行う研修を実施することや、ケアプラン点検の実施にあたり、専門職である主任介護支援専門員が同行するなどして職員をサポートすることにより、地域全体で介護支援専門員の資質向上の取組を推進するための経費に対し助成する。

13 喀痰吸引等研修の実施体制強化事業

医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者への対応強化と、介護人材のキャリアアップ・定着促進を図るため、新規に喀痰吸引等の登録研修機関を開設する際の初度経費に対し助成する。

14 介護施設、介護事業所への出前研修の支援事業

研修実施主体が、介護施設や介護事業所に赴き実施する出前研修や、研修受講者が事業所近隣で集合して行う研修を実施するための経費に対し助成する。

15 各種研修に係る代替要員の確保対策事業

介護職員の質の向上とキャリアパスを図る観点から、現任職員が多様な研修に参加することが可能となるよう、研修受講中の代替要員確保のための経費に対し助成する。

16 潜在介護福祉士の再就業促進事業

潜在介護福祉士に対する、所在情報の把握と多様な情報提供、技術の再修得のための研修、マッチング段階における職場体験の実施等、円滑な再就業を支援するための経費に対し助成する。

17 離職した介護人材のニーズ把握のための実態調査事業

離職した介護人材に対する再就職支援に際し、地域の経済・人口動態や労働市場の状況等に即した効果的な情報発信を行うため、離職した介護人材のニーズ把握等のための実態調査の経費に対し助成する。

18 認知症ケアに携わる人材の育成のための研修事業

介護サービス事業所の管理者等に対して、認知症ケアに必要な知識や技術などを習得させ、認知症高齢者に対する介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

19 地域包括ケアシステム構築に資する人材育成・資質向上事業

地域包括ケアシステムの構成要素である生活支援の担い手となる人材（生活支援コーディネーター）育成及びそれを全体で調整する地域包括支援センター職員の資質向上を支援するための経費に対し助成する。

20 権利擁護人材育成事業

認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進するための経費に対し助成する。

21 介護予防の推進に資するOT、PT、ST指導者育成事業

県単位のリハビリテーション関連団体が、OT、PT、STに対して研修等を実施することにより、介護予防の推進に資する指導者を育成するための経費に対し助成する。

22 新人介護職員に対するエルダー、メンター制度等導入支援事業

介護事業者に対し、新人介護職員の定着に資する制度実施のための研修を行い、早期離職防止と定着促進による介護サービスの質の向上を図るための経費に対し助成する。

23 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

(1) 管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業

- 介護事業者の各種制度（労働法規（賃金、労働時間、安全衛生、育児・介護休業制度等）の理解促進
- 女性が働き続けることのできる職場づくりの推進
- ICT活用による介護従事者の負担軽減や、迅速な利用者情報の共有化による事務作業省力化等のベストプラクティスの普及

など、具体的な雇用管理改善の取組みを実施するための経費に対し助成する。

なお、情報共有のためのPCやモバイル機器の購入費用については、本事業の対象とはしない。

(2) 介護ロボット導入支援事業

介護施設等が、実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する先駆的な取組を実現するための経費に対し助成する。

【補助額（案）】

① 補助上限額

（見守りセンサーの導入）1事業所につき対象経費の1/2以内（上限150万円）

（見守りセンサー以外の機器）1機器につき対象経費の1/2以内（上限30万円）

② 一回当たりの補助限度台数

利用定員数の2割

③ 介護ロボット導入計画

介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画書（様式4）を作成し、一計画につき一つの補助とする。

※ 補助を受けた場合は、別に定める様式（参考様式1）により、導入後の効果検証を行う必要があるため注意すること。

(3) ICT導入支援事業

介護分野におけるICT化を抜本的に進めるため、ICTを活用して介護記録から請求業務までを一気通貫で行うことができるよう、介護ソフト及びタブレット端末等

を導入するための経費に対し助成する。

【補助額（案）】

- ① 補助率 対象経費の1/2
② 補助上限額 事業所規模に応じて設定

職員数	1人～10人	11人～20人	21人～30人	31人以上
補助上限額	50万円	80万円	100万円	130万円

※ 職員数の考え方については、後日別途ご案内します。

※ 補助を受けた場合は、別に定める様式（参考様式2）により、導入後の効果検証を行う必要があるため注意すること。

【要件】

- ① 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む）、請求業務を一気通貫で可能となっている介護ソフトであること。（転記等の業務が発生しないこと）
② 居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。
③ 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

(4) 介護事業所に対する業務改善支援事業

厚生労働省が作成する生産性向上ガイドラインに基づき業務改善に取り組む介護事業所について、以下の要件に該当すると県又は市町村が認める場合、当該介護事業所が業務改善に係る知識・経験を有する第三者から取組の支援を受けるための費用の一部に対して助成する。

- ・人材不足に関連した課題を解決することが急務であること
- ・その取組を後押しすることにより地域全体における取組の拡大にも資するものであること

【補助額】 1事業所あたり 対象経費の1/2（上限30万円）

24 介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業

介護施設・事業所における保育施設等の運営（複数の介護事業者による共同実施も含む）のための経費に対し助成する。

なお、雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第116条の規定に基づく両立支援等助成金（事業所内保育施設設置・運営等支援助成金）又は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定に基づく仕事・子育て両立支援事業（企業主導型保育事業助成金）の支給を受けている介護施設・事業所については、当該助成金の受給年度については、本事業の対象とはしない。

【補助額】 ※参考：「介護従事者の子育て支援のための施設内保育施設運営支援事業に係る補助金額等の基準について」

補助対象経費（保育士等の職員の人件費、委託料）の実支出額と、下記により算出した額を比較して、少ない額の方を、一定の補助率（※1）を乗じて得た額

180,800円×保育士等人数（※2）×運営月数－保育料収入相当額（※3）

※1

補助事業者	補助率
市町村	1/3
一部事務組合	

社会福祉法人恩賜財団済生会	
上記以外の介護施設・事業所を運営する事業者	2/3

※2 保育士等人数

種別	保育児童数	保育士等人数
A型特例	4人未満	1人
A型	4人以上	2人
B型	10人以上	4人
B型特例	30人以上	6人

※3 保育料収入相当額は、24,000円×対象保育児童数×運営月数とする。

対象保育児童数は、以下の表のとおり。

種別	対象保育児童
A型特例	1人
A型	4人
B型	10人
B型特例	18人

25 介護サービス事業者等の職員に対する育児支援(ベビーシッター派遣等)事業

介護サービス事業者及び介護保険施設に勤務する子育て中の介護職員等が、ベビーシッターの派遣などの育児支援サービスを利用する場合に、当該事業所がその費用の一部を負担する際の経費に対し助成する。

26 子育て支援のための代替職員のマッチング事業

介護分野で短期間・短時間の勤務を可能とするため、子育てをしながら働き続けようとする介護職員の代替要員を介護施設・事業所等のニーズに応じてマッチングさせる「介護職員子育て応援人材ステーション」を設置・運営するための経費に対し助成する。

27 介護分野への元気高齢者等参入促進セミナー事業<R2新規>

※当該事業の実施主体は市町村に限る

高齢者の活躍を一層促進するため、元気高齢者等をターゲットに、介護分野への関心を持つきっかけとなるセミナー（1～2時間）を実施し、希望者を入門的研修等の受講へ誘導するとともに、介護助手等として介護施設・事業所へのマッチングまで一体的に実施する。

28 介護相談員育成に係る研修支援事業<R2新規>

※当該事業の実施主体は市町村に限る

介護施設・サービス事業所等での虐待の未然防止や介護サービスの質の向上等を図るため、介護相談員を育成するための研修費用について助成し、都道府県やボランティアの養成に取り組む公益団体等が介護相談員を育成しやすい環境を整備する。

29 離島、中山間地域等における介護人材確保支援事業<R2新規>

人口減少や高齢化が急速に進んでいる離島や中山間地域等において、介護人材の確保に向けた取組（地域外からの就職促進や先進自治体からのアドバイザー招聘等）や介護従事者の資質向上に向けた研修、通いの場等への移動支援等にかかる費用を助成する

【離島、中山間地域等の範囲】

- ①「厚生労働大臣が定める特定居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準（平成11年3月31日厚生省告示第99号）」に規定される地域
- ②「厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年3月13日厚生労働省告示第83号）」に規定される地域

30 若手介護職員交流推進事業＜R2新規＞

若手介護職員（経験年数概ね3年未満）が一堂に会し、介護施設・事業所を超えた職員同士のネットワークを構築するとともに、介護職の魅力を再確認するなどの取組を推進することにより、若手介護人材の離職を防止し、職場定着を図る。

31 外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業＜R2新規＞

外国人介護人材が介護現場で円滑に就労・定着できるようにするため、介護施設等において外国人介護人材を受け入れるための資格取得支援や生活支援の環境整備等にかかる費用の一部を助成する。

※外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業について

具体的な事業内容や対象経費、応募方法等については、後日別途ご案内します。